

海上運送法等に基づく輸送の安全にかかわる情報の公表

(平成26年度)

【概要版】

1 平成26年度の立入検査の状況

平成26年度に、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者等の船舶及び事業所に対する立入検査の実施件数は、2,189件となっており、処分(指導を含む。)は23件、うち3件について「海上運送法に基づく輸送の安全の確保に関する命令」を発出しました。

立入検査実施状況

年度	24	25	26
事故時の立ち入り検査(注①)実施案件	20	28	35
(うち処分実施案件)注②	18	23	23
(うち命令発出案件)注③	1	2	3
通常時立ち入り検査(注④)等実施案件	3,084	2,401	2,154
合計	3,104	2,429	2,189

注①: 事故発生時などに緊急に行われる検査

注②: 事故時の立入検査案件のうち、輸送の安全確保に関する指導、命令を行った案件

注③: 処分実施案件のうち、安全確保に関する命令を発出した案件

注④: 通常時定期的に行われる検査

※ 国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じた、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保するため、全国の地方運輸局等に配置された運航労務監理官が、通常時から定期的に、海上運送法及び、内航海運業法に基づき、船舶運航事業者に対して、その業務に関し報告を求めるほか、船舶運航事業者が所有する船舶及び事業所に対して立入検査を実施するなどの監査を行っています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と称する立入検査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無、事故原因の究明を行い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等に向けた法令に基づく関係者の処分や指導など再発防止を図っています。

2 安全に関する重大な事項

過去3年の間の指導状況は以下のとおりです。

(1) 船舶事故の発生状況

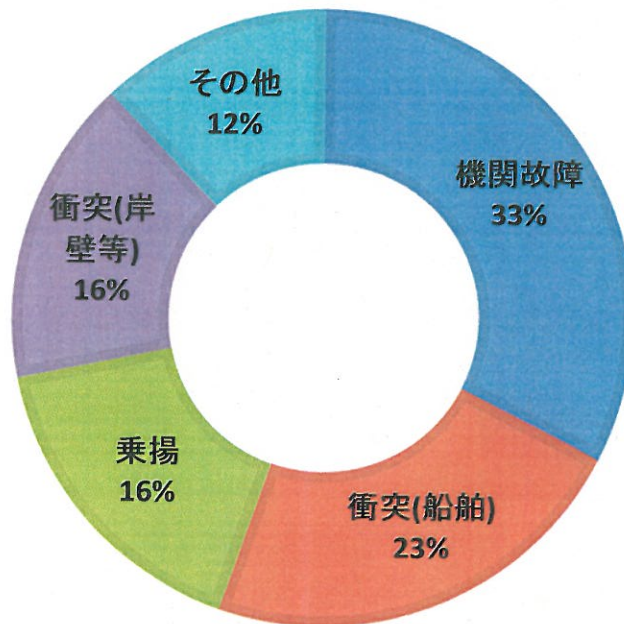
平成26年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき船舶運航事業者から報告された事故等の発生件数は、対前年比17件(約8%)減の206件となりました。

事故の種類別(過去3年間平均)では最も多い機関故障が全体の33%を占めており、以下、衝突(船舶)が23%、乗揚17%、衝突(岸壁等)16%となっております。

平成26年度事故等発生件数(海上運送法対象事業者) (年度:件)

事故種類別	24	25	26
衝突(岸壁等)	30	32	33
衝突(船舶)	59	48	47
乗揚	23	44	34
機関故障	71	57	67
火災	1	8	5
浸水	2	11	3
漂流	2	3	2
沈没	0	2	0
油流出	9	13	8
その他	6	5	7
合計	203	223	206

事故種類別の割合
(直近過去3年の平均)



(2) 船種別事故の発生状況

① 旅客船

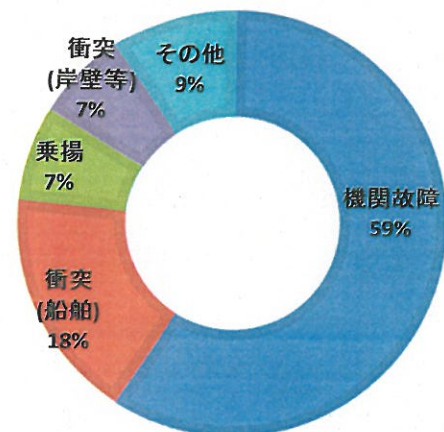
平成 26 年度の旅客船の事故等発生件数は、対前年比 1 件(約1%)増の 92 件となりました。

事故の種類別(過去 3 年間平均)にみると、「機関故障」が約59%、「衝突」(船舶)が約18%、「乗揚」約7%を占めております。

(年度:件)

事故種類別	24	25	26
衝突(岸壁等)	11	15	23
衝突(船舶)	11	6	3
乗揚	3	10	6
機関故障	61	49	54
火災	0	1	1
浸水	2	4	1
漂流	2	1	1
沈没	0	0	0
油流出	2	3	2
その他	3	2	1
合計	95	91	92

旅客船事故種類別の割合
(直近過去3年の平均)



② 貨物船

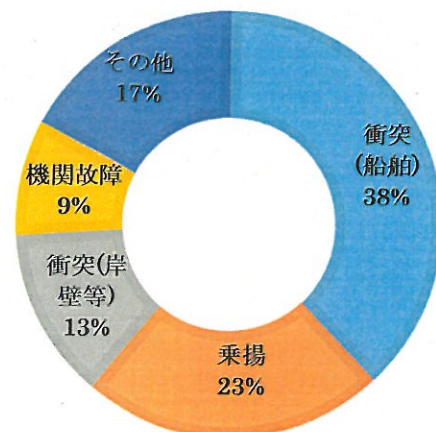
平成 26 年度の旅客船の事故等発生件数は、対前年比 18 件(約14%)減の 114 件となりました。

事故の種類別(過去 3 年間平均)にみると、「衝突」(船舶)が約38%、「乗揚」が約23%、「衝突」(岸壁等)約13%を占めております。

(年度:件)

事故種類別	24	25	26
衝突(岸壁等)	19	17	10
衝突(船舶)	48	42	44
乗揚	20	34	28
機関故障	10	8	13
火災	1	7	4
浸水	0	7	2
漂流	0	2	1
沈没	0	2	0
油流出	7	10	6
その他	3	3	6
合計	108	132	114

貨物船事故種類別の割合
(直近過去3年の平均)



(3) 主な指導内容

上記事故原因に対して、過去3年間に、監査指導書、通達等を通じて、以下のような対策を実行するよう、事業者に対して指導しました。

① 荒天時における小型高速船の事故対策

小型高速船が高波を受けた際に、本船前部に乗船していた乗客が衝撃を受け軽傷を負った。この事故について、以下のような対策を講じること。

- ・ 高速航行中や荒天時におけるシートベルト装着を必ず全旅客へ徹底する。
- ・ 航行中に船内放送にてシートベルト装着の注意喚起を行い、巡回時に装着確認を確実に行う。
- ・ 高齢者等に対する後部座席への着席・移動案内について、乗船口での声掛けを実施する。

② 高波時におけるコンテナ積載対策

コンテナ船が横波を受けて、積荷のコンテナが海中転落した事故について、原因の究明に努めるとともに、すみやかに、波高が高い際に暴露甲板にコンテナを積載することを禁止する等の事故再発防止対策を講じること。

③ 入港時の突風等への対策について

フェリー船が入港時に突風にあおられ、岸壁に衝突した事案について、荒天時には、陸上の運航管理者は船長と協議による曳船の使用判断及び曳船の手配を行う等の対策を講じること。

④ 天候急変時の運航の可否判断等について

強風等による天候急変などの状況に応じて、運航管理者との協議を行うことにより運航の可否判断を行う等、適切な取り組みが実施されるよう、安全管理の徹底を図ること。

⑤ その他

船舶事故の発生時には速やかに関係官署等に連絡すること。